

青森県報

第三千九百一十号

平成二十六年
十一月十二日
(水曜日)

目 次

訓 令

青森県西北地域トッププレイヤーズ育成環境整備事業費補助金の交付に関する事務の西北地域県民局長への委任等に関する規程の一部を改正する訓令……………

(地域活力振興課) ……一

告 示

介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………

(高齢福祉課) ……二

介護保険法による居宅介護支援事業者の指定……………

(同) ……二

介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………

(同) ……二

家畜伝染病の発生……………

(畜産課) ……二

十和田市営共同牧野条例及び十和田市営共同牧野条例施行規則の変更の届出……………

(同) ……三

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………

(情システム課) ……三

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告……………

(県民生活文化課) ……三

建設業者の許可の取消し……………

(東青地民局) ……四

訓 令

青森県訓令甲第二十一号

庁 中 一 般
西 北 地 域 県 民 局

青森県西北地域トッププレイヤーズ育成環境整備事業費補助金の交付に関する事務の西北地域県民局長への委任等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年十一月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県西北地域トッププレイヤーズ育成環境整備事業費補助金の交付に関する事務の西北地域県民局長への委任等に関する規程の一部を改正する訓令

青森県西北地域トッププレイヤーズ育成環境整備事業費補助金の交付に関する事務の西北地域県民局長への委任等に関する規程(平成二十五年九月青森県訓令甲第十六号)の一部を次のように改正する。

第二条中「平成二十五年青森県西北地域トッププレイヤーズ育成環境整備事業費補助金交付要綱(平成二十五年八月三十日制定)に基づく補助金に係る青森県補助金等の交付に関する規則(昭和四十五年三月青森県規則第十号)及び同要綱の施行に関する」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

一 平成二十五年青森県西北地域トッププレイヤーズ育成環境整備事業費補助金交付要綱(平成二十五年八月三十日制定)に基づく補助金に係る青森県補助金等の交付に関する規則(昭和四十五年三月青森県規則第十号)及び同要綱の施行に関すること。

二 平成二十六年青森県西北地域トッププレイヤーズ育成環境整備事業費補助金交付要綱(平成二十六年十月十六日制定)に基づく補助金に係る青森県補助金等の交付に関する規則及び同要綱の施行に関すること。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

告 示

示

青森県告示第七百八十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十六年十一月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名 氏名又は 名称又は 名称	主たる事務所の 所在地又は住所	居宅サ ビスの種 類		居宅サ ビス事業 業 所	指 定 年 月 日
		訪問介護	訪問介護		
株式会社 カル ラ メ デ イ	三戸郡南部町大 字沖田面字沖中 三三三の三	訪問介護	訪問介護	三戸郡南部町大 字米地字白山 堂一の一の二	平成 二六・二・一
株式会社 三 輪 商 事	弘前市大字代官 町一〇二	福祉用具 貸与	福祉用具貸 与事業所 く ん ぶ う し ゃ	弘前市大字代官 町一〇二	"
株式会 社 r e a	弘前市大字向 外 九瀬三丁目一四の 九	訪問介護	ライフスマ イル弘前	弘前市大字和 田 町一の一の四	"

青森県告示第七百八十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成二十六年十一月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	指定居宅介護支援事業者	名 称	居宅介護支援事業を行う事業所	年 月 日	指 定
所 在 地	主たる事務所の 所在地	所 在 地	事業所 所在地	年 月 日	指 定

株式会社ケア ライフ青森	青森市卸町三の 五	株式会社ケアラ イフ青森十和田 営業所	十和田市大字洞 内字後野三三一 の一五	平成 二六・二・一
-----------------	--------------	---------------------------	---------------------------	--------------

青森県告示第七百八十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第一百五十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十六年十一月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名 氏名又は 名称又は 名称	主たる事務所の 所在地又は住所	介護予 防サ ビス の種 類		介護予 防サ ビス事業 業 所	指 定 年 月 日
		介護予防	介護予防		
株式会社 カル ラ メ デ イ	三戸郡南部町大 字沖田面字沖中 三三三の三	訪問介護	訪問介護	三戸郡南部町大 字米地字白山 堂一の一の二	平成 二六・二・一
株式会 社 r e a	弘前市大字向 外 九瀬三丁目一四の 九	介護予 防	介護予 防	弘前市大字和 田 町一の一の四	"

青森県告示第七百八十四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十六年十一月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

家畜伝染 病の種類	家畜の 種類	患者、 疑い の別	頭数	発生 の場 所又 は区 域	発 生 年 月 日
--------------	-----------	-----------------	----	---------------------------	-----------------------

ヨ一ネ病	牛	患畜	一	十和田市	平成 三〇・〇三
------	---	----	---	------	-------------

青森県告示第七百八十五号

牧野法（昭和二十五年法律第九十四号）第三条第六項において準用する同条第五項の規定により、十和田市営共同牧野条例（平成十七年十和田市条例第六十五号）及び十和田市営共同牧野条例施行規則（平成十七年十和田市規則第三十六号）の変更の届出があつたので、牧野法施行規則（昭和二十五年農林省令第八十七号）第十条の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年十一月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 牧野の所在、地番及び地目

牧野の名称	所 在 地 番	地 目
十和田市営大平放牧場	十和田市大字滝沢字上指久保六四の一部	山林
十和田市営惣辺放牧場	十和田市大字奥瀬字惣辺一の一の一部、一の三及び二から一八まで	山林、畑及び原野
十和田市営惣辺放牧共用林野	十和田市大字奥瀬字高崎国有林四〇林班は小班、に一小班、に二小班及びほ小班並びに四一林班ほ小班	山林
十和田市営大幌内放牧場	十和田市大字奥瀬字黄瀬一二から二二まで	牧場
十和田市営大幌内放牧共用林野	十和田市大字奥瀬字幌内山国有林八七林班ぬ小班並びに八八林班り小班及びる小班	山林

二 届出の受理の年月日 平成二十六年十月十四日

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年十一月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 物品等の名称及び数量
カラープリンタ 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県企画政策部情報システム課
青森市長島一丁目一の一
- 三 契約の方法
一般競争入札
- 四 契約の相手方を決定した日
平成二十六年九月五日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
株式会社ビジネスサービス
青森市新町二丁目六の二九
- 六 契約金額
七十八万七千九百六十八円
- 七 契約の相手方を決定した手続
賃貸借機器等に要求する仕様が満たされると判断した申請書を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。
- 八 入札の公告を行った日
平成二十六年七月二十五日

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款

変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十六年十一月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十六年十月三十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ぬくもりの会

三 代表者の氏名

木村 泰造

四 主たる事務所の所在地

八戸市類家四丁目二の三

五 定款に記載された目的

この法人は、八戸市及び周辺市町村を対象とし、障がい者に対して福祉に関する相談並びに情報の収集、提供、社会教育の推進を図る活動を行うと共に、地域住民との交流の場を設定することによって、福祉の心の輪を広げ、もって地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十六年十一月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社荒関

二 代表者の氏名 荒関 涉

三 主たる営業所の所在地 東津軽郡外ヶ浜町字蟹田大平山元一 三の二五

四 許可番号 青森県知事許可（般 二二）第一一七五二号

五 取消年月日 平成二十六年十月二十日

六 取消しに係る建設業の許可

管、造園工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となつた事実

平成二十六年十月八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

（発行所・発行人）
青森市長島二丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭